

特定教育・保育施設等の 運営について

青森市福祉部子育て支援課

令和4年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

1 施設型給付費等について

(1) 令和5年度の公定価格

①単価改定

令和4年度の公定価格については、令和4年度国家公務員給与改定に伴う人件費改定分（+2.1%程度）を反映し、令和4年4月に遡って改定済み。

⇒ 令和5年4月以降の公定価格については、当面、令和4年度改定後の単価が適用となる予定。

②加算等項目に係る取扱いの拡充（国R5予算案ベース）

項目	内容
①チーム保育推進加算の充実	利用定員121人以上の保育所について、25：1の配置が実現可能となるよう、2人までの加配を可能とする。
②主任保育士専任加算等の要件についての特例の創設	0歳児3人以上の利用に係る要件について、①0歳児の利用定員が3人以上あり、かつ、②0歳児保育を実施する保育体制を維持している場合には、前年度に要件を満たしていた月については要件を満たすものとして取り扱う。（令和5年度に限る）
③処遇改善等加算Ⅱの他の施設への配分に関する期限の延長	加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる期限を令和6年度末まで延長。
④保育士・幼稚園教諭等に対する処遇改善	令和4年人事院勧告に伴う給与の引き上げや3%程度の処遇改善の満年度化。

～ その他、国から連絡等があり次第随時周知予定 ～

1 施設型給付費等について（つづき）

③処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件の確認書類等について

副主任保育士、中核リーダー等の研修修了要件の適用時期が令和5年度から段階的に適用されることに伴い、加算対象職員が研修を修了していることの確認を行います。

加算申請時に、研修名・研修分野・受講日・受講時間等を記載した職員の研修受講歴一覧表を提出してください。様式については別途お知らせします。

■処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件

対象年度までの累計で、対象年度に求められる研修数を満たしていること

※令和5年度（令和5年4月1日）から適用を受ける場合、令和5年3月31日までに必要受講要件を満たす必要あり

施設類型	対象研修	副主任保育士等	職務分野別リーダー等
保育所	○保育士等キャリアアップ研修 ○園内研修	○令和5年度 1分野以上 ○令和6年度 2分野以上 ○令和7年度 3分野以上 ○令和8年度 4分野以上 (副主任保育士はマネジメント研修必須)	○令和6年度以降 1分野以上 (担当する職務分野の研修)
地域型保育事業所			
幼稚園	○県、市町村又は大学等が実施した研修 ○県が認定した団体による研修 ○保育士等キャリアアップ研修 ○園内研修	○令和5年度 15時間以上 ○令和6年度 30時間以上 ○令和7年度 45時間以上 ○令和8年度 60時間以上 (中核リーダーは15時間以上のマネジメント研修必須)	○令和6年度以降 15時間以上 (担当する職務分野の研修)
認定こども園			

1 施設型給付費等について（つづき）

（2）施設等利用費における預かり保育の上限額（再周知）

幼児教育・保育の無償化により新たに創設された施設等利用費の対象となる



預かり保育の保護者負担分については、月額450円が上限となります。

また、食事の提供にかかる費用は対象外ですので、利用料金に食事代が含まれている場合は、当該食事代相当額を除いた額が施設等利用費の対象となります。（一時預かり（一般型）においても同様です。）

■対象サービス

幼児教育・保育の無償化に係る対象サービスと対象経費（R1. 7. 17市無償化説明会資料抜粋）

施設区分	考え方
未移行幼稚園	○教育標準時間の利用料が無償 ○ <u>保育の必要性がある子どもは、預かり保育（一時預かり（幼稚園型））も月11,300円まで無償（450円/日）</u>
新制度幼稚園	○預かり保育が平日8時間又は年200日未満の場合は、認可外保育施設の利用料も月11,300円まで無償
認定こども園（1号）	○病児保育等のその他サービスは、無償化の対象外
保育所	○保育（標準・短時間）時間の利用料が無償
認定こども園（2・3号）	○延長保育は、無償化の対象外
小規模、事業所内保育	○病児保育等のその他サービスは、無償化の対象外
認可外保育施設（企業主導型）	○企業主導型保育事業費補助金実施要綱に定める標準的な利用料が無償
認可外保育施設（居宅訪問型）	○幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育を利用していない子どもであって、保育の必要性のある場合、利用料が月37,000円
認可外保育施設（一般、事業所内）	（0～2歳の住民税非課税世帯は月42,000円）まで無償

■対象経費

○教育・保育の提供に係る利用料（保育料）が対象（※未移行幼稚園は、入園料も対象）

○食事の提供に係る費用（給食費）は、無償化の対象外

預かり保育、一時預かりにおける食事代・おやつ代も対象外



注意

2 職員配置について

(1) 地域子ども・子育て支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

一時預かり事業（一般型、幼稚園型）、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業、障がい児保育事業及びふれあい保育事業を実施する施設又は事業所にあつては、**各事業において配置が必要となる職員数を適切に配置**してください。

事業名	対象施設・事業	対象児童	職員資格	配置数
一時預かり事業	一般型	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児	保育士 保育教諭	<u>年齢別配置基準</u> (下限2人。ただし、 <u>保育所等との一体的実施の場合1人</u>)
	幼稚園型 I	幼稚園又は認定こども園に在籍する原則 1 号認定の子ども	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	<u>年齢別配置基準</u> (下限2人。ただし、 <u>幼稚園等との一体的実施の場合1人</u>)
病児一時保育事業	市が委託する 市内4か所	小学校3年生以下の児童	保育士 看護師等	<u>保育士：利用児童3人につき1人以上</u> <u>看護師等：利用児童10人につき1人以上</u>
地域子育て支援拠点事業	市が委託する 市内7か所	主として概ね3歳未満の児童及び保護者	子育ての知識と経験を有する専任の者	<u>2人以上</u>
障がい児保育事業	保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	保育所、小規模又は事業所内保育事業 ：2・3号認定子ども 幼保連携型、保育所型認定こども園 ：1～3号認定子ども 幼稚園型認定こども園 ：3号認定子ども	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	<u>概ね対象児童2人につき1人(ふれあい保育事業と通算して1人未満切上げ)</u>
ふれあい保育事業		障がい児保育：特別児童扶養手当の支給対象児 ふれあい保育：障害者手帳の交付を受けた児童など	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	<u>概ね対象児童3人につき1人(障がい児保育事業と通算して1人未満切上げ)</u>



ポイント

2 職員配置について（つづき）

（2）幼稚園型認定こども園における職員配置の経過措置

幼稚園型認定こども園の職員配置については、令和5年度末まで、次のとおりの経過措置が適用されています。



注意

この経過措置により、子育て支援員や小学校教諭等が保育教諭補助者等となることができますが、人数等の制限がありますので、注意してください。

また、令和5年度までの経過措置については、それまでの配置状況により延長するかどうかを再検討することとなりますが、可能な限り、本来の教育・保育従事者である保育士、幼稚園教諭又は保育教諭となるよう努めてください。

経過措置により適用される措置の概要

根拠法令	適用要件等	措置	人数等の制限
幼保以外基準告示 附則第3項	登園又は降園の時間帯その他園児が少数となる時間帯において、年齢別配置基準が1人となる場合	保育教諭、保育士又は幼稚園教諭に代えて、都道府県知事が認める者（子育て支援員）とすることができる	常時配置が必要な 2人のうち1人
同告示第4項	満3歳未満の子ども及び満3歳以上の子どもの教育標準時間以外の保育に従事する者	保育士に代えて、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	認定こども園となる前から従事していた養護教諭を除く
同告示第5項	満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者	保育教諭、幼稚園教諭に代えて、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	保育教諭補助者に 限る
同告示第6項	1日8時間を超えて開所する認定こども園であって、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の総数を超える場合	(開所時間を通じて必要となる職員総数) - (利用定員に応じて置かなければならない職員総数) の範囲で都道府県知事が認める者（子育て支援員）とすることができる	保育教諭補助者に 限る



ポイント

※幼保以外基準告示 … 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

3 認可・確認事項等の変更に伴う手続きについて

(1) 利用定員の変更について

- ・年度途中の定員変更が可能です。
- ・3号認定のうち、0歳及び1、2歳の内訳が変わるだけの場合は定員変更の申請・届出は不要ですが、第二期青森市子ども・子育て支援事業計画に影響がありますので、任意の様式で報告してください。

<注意点>

- ・定員の減少に係る届出は、変更日の三か月前までに提出してください。
- ・定員の増加申請に提出期限はありませんが、審査に数週間から一か月程度の時間を要するため、余裕を持って提出してください。
- ・入所者数と定員数が恒常的に乖離している等、定員設定が実態にそぐわない場合、委託料・給付費の減算や単価の低下に繋がりますのでご注意ください。
- ・変更日時点で入所（見込）者数が定員数を上回っている場合や、年度途中でも1号認定の入所者数が定員数を上回っている場合は、適正な定員の設定を指導することがあります。
- ・定員変更は保育認定の号の増減ごとに申請・届出が必要になります。

<定員変更に関連する変更事項について>

- ・定員を変更する場合は、定員の記載がある「運営規程」、「園則」、「重要事項説明書」等の変更も必要です。

「運営規程」及び「園則」を変更した場合、確認事項及び認可・認定事項の変更に係る手続きが必要となります。

→ 具体的な手続きについては次ページのとおり

3 認可・確認事項等の変更に伴う手続きについて（つづき）

＜利用定員変更に係る提出書類及び提出時期＞

手続	No.	提出書類	提出時期
利用定員増加	①	特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の減少届出書	定員変更より前
	②	理事会議事録や起案書等（定員変更の意思決定が確認できる書類）	①に添付
	③	施設平面図（定員変更後の用途及び面積を明記したもの）	①に添付
	④	保育士の資格証の写し（利用定員増加のため新たに雇用した場合）	①に添付
利用定員増加に伴う運営規程・園則変更	⑤	特定教育・保育施設の確認に係る事項の変更届	運営規程変更から10日以内
	⑥	認可事項変更届又は認定事項変更届（類型により標題が異なります）	運営規程変更より前
	⑦	運営規程	⑤および⑥に添付
	⑧	理事会議事録や起案書等（運営規程変更の意思決定が確認できる書類）	⑤および⑥に添付

手続	No.	提出書類	提出時期
利用定員減少	①	特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の減少届出書	定員変更の3か月以上前
	②	理事会議事録や起案書等（定員変更の意思決定が確認できる書類）	①と同時提出
利用定員減少に伴う運営規程・園則変更	③	特定教育・保育施設の確認に係る事項の変更届	運営規程変更から10日以内
	④	認可事項変更届又は認定事項変更届（類型により標題が異なります）	運営規程変更より前
	⑤	運営規程	③及び④と同時提出
	⑥	理事会議事録や起案書等（運営規程変更の意思決定が確認できる書類）	③及び④と同時提出

3 認可・確認事項等の変更に伴う手続きについて（つづき）

（2）その他の認可・確認事項の変更について

定員の変更のほか、以下の事項に変更があった場合も、届出または変更の手続きが必要となります。

→ 提出書類等の手続きの内容は、施設類型や変更内容により異なりますので、手続きの詳細については子育て支援課へお問い合わせください。

＜注意点＞

内容によっては、変更の前に手続きが必要となるものがありますので、手続きが漏れることがないようにご注意ください。

＜参考：変更に伴い手続きが必要となる項目（例示）＞

項目	変更内容	提出時期
施設・法人	名称変更、住所変更	変更する内容により異なる
職員	園長・施設管理者、理事長・代表者、役員（法人の理事・監事）	
運営規程	職員の役職・人数、開園日・時間等、実費徴収の内容・金額、利用定員など、運営規程に規定する内容	
不動産 （土地・建物）	土地・建物の取得、園舎の増改築、部屋割りの変更	
利用定員	定員の増加	増加する前
	定員の減少	減少の3か月前まで

4 その他の運営事項について

(1) 教育・保育施設における事故報告の徹底

教育・保育施設において重大事故が発生した場合、市への報告が必要です。

1 報告対象となる施設・事業範囲

- ①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- ②幼稚園（新制度に移行していないもの）
- ③特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
- ④地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ、トワイライトステイ）
- ⑤認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

2 報告対象となる重大事故の範囲

- ①死亡事故
- ②治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等
（意識不明の事故や骨折事故を含む。）

3 市に対する報告期限

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも翌日）
- ②第2報：原則1か月以内程度（状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。）

※主な報告内容

- 第1報・・・事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等
第2報・・・事故の概要、事故発生の要因分析等

●上記事故報告のほか、食中毒及び感染症が発生し、以下に該当する場合も、市への報告が必要となります。

- ①同一の感染症もしくは食中毒またはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2人以上発生した場合
- ②同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10人以上または全利用者の半数以上発生した場合
- ③通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合

4 その他の運営事項について（つづき）

（2）保育士登録証の変更手続の徹底



注意

保育士が結婚等により氏名や本籍地都道府県等の変更があった場合、保育士登録証の書換えが必要です。

1 保育士登録証の記載事項

- ①氏名（※令和元年6月15日から「旧姓及び通称名の併記」が可能となっています。）
- ②生年月日
- ③登録番号及び登録年月日
- ④本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- ⑤指定保育士養成施設の卒業者又は保育士試験の合格者のいずれに該当するかの別及びその年月



2 書換えの手続

登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）のホームページ参照。

（交付は1～2か月後となります。新しい保育士証が交付されしだい、子育て支援課に写しを提出してください。）

《参考》根拠法令

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

第十七条 保育士は、保育士登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、登録証の書換え交付を申請しなければならない。

- ② 前項の申請をするには、申請書に申請の原因となる事実を証する書類及び登録証を添え、これを登録を行つた都道府県知事に提出しなければならない。

4 その他の運営事項について（つづき）

（3）保育所等の設備及び運営等に係る基準等の変更



注意

児童の安全の確保を明確に位置付ける観点等から、国の児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、市条例についても以下の内容について所要の改正を行う予定です。



参考

1 改正予定の条例及び改正内容									
No.	改正予定の条例	改正内容							
		安全計画の策定等の義務化	インクルーシブ保育のための基準の緩和	業務継続計画策定等の努力義務化	衛生管理研修等の努力義務化	みなし保育士の在籍人数要件の撤廃	懲戒権に関する規定の削除	児童の所在確認の義務化	送迎用バスの安全装置装備の義務化
1	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	新設	改正	新設	改正	改正	削除	新設	新設
2	青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例		改正	新設		新設	削除		
3	青森市幼稚園型、保育所型及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例		改正			新設		新設	新設
4	青森市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	新設	改正		改正		削除	新設	新設
5	青森市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例						削除		

4 その他の運営事項について（つづき）

2 改正内容の概要

(1) 安全計画の策定等の義務化

児童福祉施設等における児童の安全の確保に関する「安全計画」の策定等の義務化

(2) インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和

併設する児童福祉施設等における設備・職員の共有を認める

(3) 業務継続計画の策定等の努力義務化

児童福祉施設等における業務継続計画の策定・周知及び定期的な研修・訓練の実施の努力義務化

(4) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

児童福祉施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練の実施の努力義務化

(5) 保育所におけるみなし保育士の配置特例に係る乳児の在籍人数要件の撤廃

保育所において、要件を満たす場合に限り、乳児の人数にかかわらず看護師等を1名に限り保育士とみなすことができるようにする

(6) 懲戒権に関する規定の削除

民法から「懲戒」について規定する条文が削除されたことに伴う所要の改正

(7) 児童の所在確認の義務化

児童が施設外活動等にかかる自動車へ乗り降りする際の所在確認の義務化

(8) 送迎用バスの安全装置装備の義務化

送迎バス等にブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置装備を義務化

3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、児童に対する懲戒権に関する条項の削除は公布の日

4 その他の運営事項について（つづき）

（4）保育所等における不適切な保育等及び虐待の未然防止



注意

不適切な保育等や虐待はあってはならないものであり、各施設におかれましては下記について留意し、不適切な保育等及び虐待の未然防止対策の更なる徹底を図るよう、改めてお願いいたします。

1 保育所等における虐待防止・人権擁護のための自己点検及び職員研修の実施

（1）自己点検の実施

令和4年12月7日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等事務連絡「保育所等における虐待等に関する対応について」及び令和5年1月23日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課事務連絡「放課後児童クラブにおける虐待等の不適切な行為に関する対応について」に基づき、国の「手引き」や全国保育士会が作成した「セルフチェックリスト」を活用し、施設・運営主体の組織全体及び全職員による自己点検を実施すること。

（2）職員研修の実施

施設・運営主体として、職員に対し、虐待防止・人権擁護のための研修を定期的実施すること。

2 保育・業務の振り返りや職員間の情報共有等

施設・運営主体として、不適切な保育等や虐待を未然防止するためには、常日頃からの職員個々人の保育・業務全般に係る振り返りや職員会議・職員研修による職員間の情報共有等が重要であること。

3 苦情等への誠実な対応

苦情の受付・処理・解決体制に基づき、苦情があった場合は、受付から解決に至るまでの記録を整備し、施設全体（組織）として速やかに必要な事実確認を行い、適切かつ誠実に苦情対応を行うこと。

特に、保護者等からの苦情や職員から施設長・主任保育士等の管理者への不適切な保育等が疑われる事案等の情報提供があった場合には、保育等サービスの質の向上を図り、早い段階で改善を促し、不適切な保育等や虐待を未然に防止するための好機と捉え、組織的に対応し、速やかに必要な改善措置を講じること。

★虐待が疑われる事案を把握した場合、子育て支援課に対して、把握した状況等を速やかに情報提供し、今後の対応について協議してください。